各地域包括支援センター 所長様 各居宅介護支援事業所 管理者様 各訪問型・通所型サービス事業所 管理者様

> 鳥取市中央包括支援センター所長 ( 公 印 省 略 )

令和6年度報酬改定に係る鳥取市総合事業の対応方針について (通知)

平素より、本市の福祉行政の推進にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。 本市が行う介護保険法第115条の45第1項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、下記のとおりお知らせします。

各事業所におかれましてはお手数をおかけしますが、対応についてご理解とご協力をお願いします。

記

#### 1. 訪問型サービスについて

介護保険最新情報 vol.1210 で示されたように、1回当たり単価に「標準的なサービス」と「生活援助」の区分が設けられたことから、鳥取市における取扱いを<u>令和6年度中を目途に</u>検討します。

# 【令和6年度における取扱い】

- ・少なくとも令和6年度中は、ケアプランに定められた週当たりのサービス提供回数を基準に、一定回数までは1回当たり単価、これを超える場合は1月当たり単価で算定します。 (週1回程度の場合、4回までの利用は1回当たり単価、5回以上は1月当たり単価)
- ・取扱いの変更に備え、<u>ケアプランに「サービス提供内容(身体介護を含むか、生活援助のみか)」「提供時間の見込」を明確に記載</u>してください。 訪問型サービスを提供する事業所におかれては、ケアプランに明確に示されるよう求めてください。
- ・下記は、国の改正概要資料からの抜粋です。あくまで参考としてご覧ください。



その他の取扱い(加算・減算の新設等)については、介護保険最新情報 vol.1210 に沿って制度改正を進めています。

#### 2. 通所型サービスについて

介護保険最新情報 vol.1210 で示された内容に沿って、鳥取市総合事業の要綱改正作業を進めています。詳細は、介護保険最新情報 vol.1210 をご確認ください。

- ・通所型サービスはこれまで通り、ケアプランに定められた週当たりのサービス提供回数を 基準に、一定回数までは1回当たり単価、これを超える場合は1月当たり単価で算定します。 (週1回程度の場合、4回までの利用は1回当たり単価、5回以上は1月当たり単価)
- ・下記は、国の改正概要資料からの抜粋です。あくまで参考としてご覧ください。



# 3. サービスコード表について

国保中央会が示すサービスコード(令和6年3月19日に掲載)を用いて、鳥取市のサービスコード表を作成しますが、まだ作成できていません。

作成でき次第、鳥取市公式ウェブサイトに掲載の上、お知らせいたします。

#### 4. 単位数表マスタについて

国保中央会から送付されるマスタデータを用いて、鳥取市総合事業の単位数表マスタを作成します。

例年4月上旬にデータが届きますので、<u>鳥取市の単位数表マスタは4月中旬~下旬に公開</u>する見込みです。

# 5. 令和6年6月施行分(処遇改善加算等)について

介護保険最新情報 vol.1210 で示された率を変更せず適用するよう、要綱改正の作業を進めています。

サービスコード表は、令和6年4月施行分の掲載後に、改めて令和6年6月施行分として 作成し掲載する予定です。単位数表マスタについては未定ですが、遅くとも6月中に公開す る予定です。

担当/鳥取市中央包括支援センター中嶋

Tel (0857) 30-8213 Fax (0857) 20-3906

Mail chuohokatsu@city.tottori.lg.jp